

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」^{注1)}では、壮年期の死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、生活習慣病やその原因となる生活習慣等を対策する「一次予防」を重視した取組みが推進されてきました。

平成25年度からの国民健康づくり運動「健康日本21（第二次）」は、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現することを最終的な目標として、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組みが推進されてきました。

今回、令和6年度から令和17年度までの国民健康づくり運動「健康日本21（第三次）」では、新たな健康課題や社会背景、国際的な潮流等を踏まえた取組みが必要であり、国民の健康の総合的な推進を図るため、以下の基本的な方向（令和5年厚生労働省告示第207号）が示されました。

4つの基本的な方向

- (1) 健康寿命^{注2)}の延伸と健康格差の縮小
- (2) 個人の行動と健康状態の改善
- (3) 社会環境の質の向上
- (4) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

また、これからの基本的な方向の達成状況を判断するために、国では51項目の指標を定め、現状の数値と目標値を設定しました。

目標は、計画期間における取組みの達成状況の評価を目的として設定すべきこと、評価を行う時点で実際に到達できたかどうか確認できるものが望ましいとし、計画開始後の概ね9年間を目途として設定し、令和14年度以降も令和17年度までの計画期間中、国、地方公共団体等は、取組みを引き続き推進するとされました。

本市では、「健康日本21」の取組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、本市の特徴、市民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいだ「健康プラン芦別」を平成18年4月に、「第2次健康プラン芦別」を平成27年8月に策定し、さまざまな取組みを推進してきました。

今回、国が示した基本的な方向と、これまでの本市の取組みの評価及び新たな課題等を踏まえ、「第3次健康プラン芦別」を策定します。

＜ 基本的な方向の詳細 ＞

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現します。

(2) 個人の行動と健康状態の改善

国民の健康増進を推進するに当たって、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善（リスクファクターの低減）に加え、こうした生活習慣の定着等によるがん、生活習慣病の発症予防、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に関して引き続き取組みを進めます。

ロコモティブシンドローム^{注3)}、やせ、メンタル面の不調は、生活習慣が原因となる場合もありますが、そうでない場合も含め、これらを予防することが重要です。

(3) 社会環境の質の向上

就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の取組みに加え、各人がより緩やかな関係性を含んだつながりを持つことができる環境整備や、こころの健康を守るための環境整備を行うことで、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上を図ります。健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする、自然に健康になれる環境づくりの取組みを実施し、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた予防・健康づくりを推進します。

(4) ライフコースアプローチ^{注4)}を踏まえた健康づくり

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえれば、(1)から(3)に掲げる各要素をさまざまなライフステージにおいて享受できることがより重要であり、各ライフステージ特有の健康づくりについて、引き続き取組みを進めます。

図1 健康日本21（第三次）の概念図



2 計画の位置づけ

【SDGs】

本計画は、「第6次芦別市総合計画（令和2年度から令和11年度）」を上位計画とし、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするとともに「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。



この計画の推進にあたり、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「芦別市国民健康保険第2期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」と一体的に策定し、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図ります。

また、本計画は、平成28年4月に改正された「自殺対策基本法」第13条2項に基づく、「市町村自殺対策計画」として、「自殺総合対策大綱」の方針及び「北海道自殺対策行動計画」並びに地域の実情を勘案して策定するものです。

同時に、目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。

（表1）

表1 関連する法律及び各種計画

法律	北海道の計画	芦別市の計画
健康増進法	北海道健康増進計画 「すこやか北海道21」	健康プラン芦別
高齢者の医療の確保に関する法律	北海道医療費適正化計画	芦別市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画
がん対策基本法	北海道がん対策推進計画	健康プラン芦別
食育基本法	北海道食育推進計画	芦別市食育推進計画
自殺対策基本法	北海道自殺対策行動計画	健康プラン芦別
歯科口腔保健の推進に関する法律	北海道歯科保健医療推進計画	健康プラン芦別
アルコール健康障害対策基本法	北海道アルコール健康障害対策推進計画	健康プラン芦別
介護保険法	北海道高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業支援計画	芦別市高齢者保健福祉計画 芦別市介護保険事業計画
次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法	北の大地☆子ども未来づくり 北海道計画	芦別市子ども・子育て支援 事業計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の健康日本21（第三次）と同様に、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。

目標年次も、国と同様に計画開始後概ね9年後の令和14年を目途として設定し、目標の評価については、実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、計画開始後6年を目途に全ての目標について中間評価を行います。

4 計画の対象

本計画は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取組みを推進するため、全市民を対象とします。